

遊漁船の安全・安心確保推進事業給付規程

制定 令和8年3月1日

(通則)

第1条 遊漁船の安全・安心確保事業補助金（以下「補助金」という。）の給付については、遊漁船の安全・安心確保推進事業事務局運営業務調達仕様書（以下「仕様書」という。）及び本規程によるほか、公益財団法人日本財団（以下「日本財団」という。）が発行する事業実施ガイドブックの定めるところによる。

(目的)

第2条 本規程は、仕様書第16条第1項の規定に基づき、TOPPAN 株式会社（以下「事務局」という。）が行う補助金の給付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

2 補助金は遊漁船安全を確保するため、遊漁船の安全対策を実施しようとする場合に、一般社団法人日本中小型造船工業会（以下「中小造工」という。）が、ボートレース事業の交付金による日本財団からの助成金を受けて設立した遊漁船の安全・安心確保に係る支援基金（以下「基金」という。）を活用することで、遊漁船の安全対策に積極的に取り組む者を支援することにより、その持続的な事業運営を下支えしつつ、遊漁船の安全・安心な運航を実現することを目的とする。

(給付の対象及び補助率等)

第3条 事務局は、遊漁船へ安全設備を導入する者（以下「補助対象事業者」という。）が、当該安全設備の導入を行う事業（以下「補助対象事業」という。）に対して、補助対象事業の実施に必要な経費のうち、補助金の給付の対象として事務局が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、基金の範囲内で補助金を給付する。ただし、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の給付対象としない。

2 補助金の給付の対象となる船舶は、別表1のとおりとする。

3 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は、別表2のとおりとする。

(電磁的方法による申請等)

第4条 補助対象事業者は、第6条第1項の規定に基づく給付申請書、第8条の規定に基づく給付申請取下げ届出書、第11条第1項の規定に基づく計画変更承認申請書、第13条の規定に基づく事故報告書、第14条の規定に基づく実施状況報告書、第15条第1項の規定に基づく実績報告書、第17条第2項の規定に基づく精算払請求書、第18条第1項

の規定に基づく消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書、第 20 条第 3 項の規定に基づく取得財産等管理台帳については、事務局が定めた電磁的方法等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき事務局が定めるものをいう。以下同じ。）による申請を行うことができる。

（電磁的方法による処分通知等）

第 5 条 事務局は第 7 条第 1 項の規定に基づく給付決定、第 11 条第 2 項の規定に基づく給付決定変更通知、第 16 条の規定に基づく補助金の額の確定通知、第 19 条第 3 項の規定に基づく給付決定の取消しの通知について、当該通知を電磁的方法により行うことができる。

（給付の申請）

第 6 条 補助金の給付を申請しようとする補助対象事業者は、様式第 1 による給付申請書に事務局が定める書類を添付して、事務局が指定する期日までに提出しなければならない。

2 給付申請書の提出にあつては、次の各号のすべてに該当するものでなければならない。

一 様式第 1 に定める書類が添付されていること

二 船舶検査証書に記載された船舶が別表 1 において補助の給付の対象となる船舶であること

三 補助対象経費が別表 2 において補助対象経費の内容に含まれること

四 補助を受けて導入する安全設備について、国、自治体又は他の団体等の補助金（ただし、事務局が別に定める補助金を除く。）の支給を受けていないこと（ただし、補助対象経費（補助対象事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の故障等により補助金の目的を達成できないと事務局が判断した場合や補助対象事業者が利益を得ずかつ遊漁船の安全・安心な運航の実現に資すると事務局が判断した場合は除く。）

五 補助を受けて導入する安全設備について転売により利益を得ることを目的としたものではないこと

六 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）の記に記載されている事項に該当しないこと

3 補助対象事業者は、前項の補助金の給付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して給付申請しなければならない。

（給付の決定）

第7条 事務局は、前条第1項の規定による給付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を給付すべきものと認めるときは、給付決定を行い、様式第2による給付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。この場合において、事務局は、適正な給付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加えて給付決定を行うことができるものとする。

2 事務局は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。

3 事務局は、補助金の給付が適当でないとき、その旨を補助対象事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 前条第1項の規定による補助金の給付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の給付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、様式第3による給付申請取下げ届出書を事務局に提出しなければならない。

(補助対象事業の経理等)

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業の経費について帳簿及び全ての証拠書類を整備し、補助対象事業以外の経理と明確に区分した上で、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を実際に補助事業が完了した日(以下「事業完了日」という。)から5年間、中小造工又は事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(契約等)

第10条 補助対象事業者は、売買の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、官庁から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助対象事業の運営上、当該事業者でなければ補助対象事業の遂行が困難又は不適當である場合は、事務局の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

2 事務局は補助対象事業者が前項本文の規定に違反して、官庁からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助対象事業者は、事務局から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

(計画変更の承認等)

第11条 補助対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助対象事業計画変更承認申請書を事務局に提出し、その承認を受けなければな

らない。

(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助対象事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助対象事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

(イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(2) 補助対象事業の全部若しくは一部を他に承継しようとするとき。

(3) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事務局は、前項に基づく補助対象事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認するときは、その旨を当該補助対象事業者に通知するものとする。

3 事務局は、前項の承認をする場合において、必要に応じて給付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(債権譲渡の禁止)

第12条 補助対象事業者は、第7条第1項の規定に基づく給付決定によって生じる権利の全部又は一部を、事務局の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 事務局が第16条の規定に基づく確定を行った後、補助対象事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助対象事業者が事務局に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、事務局は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助対象事業者から債権を譲り受けた者が事務局に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

(1) 事務局は、補助対象事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

(3) 事務局は、補助対象事業者による債権譲渡後も、補助対象事業者との協議のみに

より、補助金の額その他の給付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該給付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助対象事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助対象事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、事務局が行う弁済の効力は、事務局が支出の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第13条 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による補助対象事業事故報告書を事務局に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 補助対象事業者は、事務局が必要と認めて要求したときは、様式第6による補助対象事業実施状況報告書を事務局が指定する期日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了（別表2に掲げる補助対象経費の内容について納品が完了しない場合であって、納品が完了しないことがやむを得ないものであると事務局が認める場合を含む。）したとき（第11条第1項第3号の規定に基づく補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）は、事務局が定めた日までに、様式第7による補助対象事業実績報告書に事務局が定める書類を添付して、事務局に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の実績報告書を、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合には、あらかじめ事務局の承認を受けなければならない。
- 3 補助対象事業者は、第1項の実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 事務局は、前条第1項の補助対象事業実績報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の給付決定の内容（第11条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、給付すべき補助金の額を確定し、様式第8により確定した補助金の額について補助対象事業者に通知するものとする。ここで、補助金の額は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、給付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低

い額とする。

(補助金の支払)

第 17 条 事務局は、前条の規定により給付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 9 による精算払請求書を事務局に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 18 条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 10 により速やかに事務局に報告しなければならない。

2 事務局は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求する。

3 事務局は、補助対象事業者が、返還すべき補助金を前項の規定により事務局が通知した納期日までに納付しなかったときは、当該納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴求するものとする。

(給付決定の取消し等)

第 19 条 事務局は、第 11 条第 1 項第 3 号の規定による申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第 7 条第 1 項の規定による補助金の給付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は給付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助対象事業者が、法令、本規程又は法令若しくは本規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助対象事業者が、補助金の給付を辞退する書類を事務局に提出した場合。

(3) 補助対象事業者が、事務局に提出した書類に虚偽の記載があった場合。

(4) 補助対象事業者が、補助対象事業を中止した場合。

(5) 補助対象事業者が、補助対象事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合。

(6) 第 16 条に定める現地調査を拒み、妨げ又は忌避した場合若しくは現地調査に際して虚偽の報告・説明をした場合。

(7) 補助対象事業者（補助対象事業者の役職員及び実質的経営者を含む。）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（以下「反社会的勢力」という。）に属すると認められる場合、反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められ

る場合、反社会的勢力を利用していると認められる場合、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与していると認められる場合、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合、若しくは、自ら又は第三者を利用して、事務局又は事務局の関係者に対し、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。

- 2 前項の規定は、第 16 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用される。
- 3 事務局は、第 1 項の規定による取消し又は変更をしたときは、速やかに補助対象事業者
に通知するものとする。
- 4 事務局は、第 1 項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分
に対する補助金が給付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返
還を請求するものとする。
- 5 事務局は、前項の規定に基づく補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事
項を、速やかに補助対象事業者
に通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 6 事務局は、前項の返還を請求する場合は、第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号に規定する
場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10. 95 パー
セントの割合で計算した加算金を併せて徴求するものとする。
- 7 第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号の補助金の返還の請求を受けた者は、返還期限までに
補助金の返還を行わなければならない。なお、返還期限は事務局が指定した日とする。
- 8 第 1 項第 2 号、第 4 号及び第 5 号の補助金の返還の請求を受けた者は、返還を請求され
た金額について、返還期限までに返還しない場合は、未返還の金額に対して、返還期限の
翌日からの期間に応じて年利 10. 95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴求するもの
とする。
- 9 日本財団の監査により補助金に係る委託費の返還を求められた場合、補助対象事業者
は、当該補助金を事務局に返還しなければならない。

(取得財産等の管理及び処分)

- 第 20 条 補助対象事業者は、取得財産等については、事業完了日の属する事業年度の終了
後 5 年の間、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の給付の目的に従って、その効
率的運用を図らなければならない。
- 2 補助対象事業者は、取得財産等について、様式第 11 による取得財産等管理台帳を備え
管理しなければならない。事務局は、補助金の給付を受けた者に対し必要に応じ取得財産
等管理台帳の開示を求めることができる。
 - 3 補助対象事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 15 条第 1 項に定める補助
対象事業実績報告書に、様式第 11 による取得財産等管理台帳を添付しなければならない。

- 4 補助対象事業者は、取得財産等を事業完了日から5年の間に譲渡、交換、貸付け、担保に提供、改造、若しくは廃棄、又は物件の使用目的の変更をしてはならない。
- 5 事務局は、補助対象事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を事務局に納付させることができるものとする。

(成果の取扱い)

- 第21条 補助対象事業の実施の成果（本規程に基づき補助対象事業者から事務局に提出される報告書を含め、以下「成果」という。）に対する著作権は、日本財団に帰属する。
- 2 日本財団は、成果を任意の方法又は媒体により第三者に開示又は公表し、また非営利目的のために自ら利用し、又は第三者に利用させることができる。
 - 3 補助対象事業者は、事務局が指定する方法で、日本財団の助成金を受けて委託事業を実施した旨を明示する。
 - 4 補助対象事業者は、補助金を受けて実施した事業において第三者に対し損害を与えた場合、補助対象事業者の責任においてその賠償を行うものとし、事務局、日本財団、中小造工には一切の迷惑をかけないものとする。

(情報管理及び秘密保持)

- 第22条 補助対象事業者は、補助対象事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守して適正な管理をするものとし、補助対象事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち第三者の秘密情報（取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。ただし、日本財団、中小造工、事務局及び行政機関から求めがあった場合は、これに従う。
- 2 補助対象事業者は、補助対象事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助対象事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助対象事業者による違反行為とみなす。
 - 3 本条の規定は補助対象事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

- 第23条 申請者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の給付申請前に確認しなければならず、給付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(事務局による調査)

第 24 条 事務局は、補助金の給付業務の適正な運営を図るため、必要な範囲において、補助対象事業者に対して取得財産等の保有に関する調査等を行うことができる。

2 補助対象事業者は、事務局が前項の規定に基づき必要な範囲内において調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

第 25 条 事務局は、別に定める補助金の給付申請の期限以前に、補助金の給付にかかる予算が不足するおそれがあると認めるときは、補助金の給付にかかる予算の執行状況を見極めた上で、第 3 条第 3 項に基づき別表 2 に規定する補助対象経費の区分ごとに、給付申請の受付を中止することができる。この場合には、あらかじめ事務局のホームページ等で周知するものとする。

2 事務局は、前項の給付申請の受付中止に係る必要事項を別に定めることができる。

(個人情報保護)

第 26 条 事務局及びその職員は、本事業を通じ補助対象事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に従って取り扱うものとする。

2 事務局及びその職員は、本事業の実施に当たって第 6 条の申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了解を得ることなく、日本財団、中小造工、事務局、行政機関、日本小型船舶検査機構、遊漁船安全設備導入支援事業事務局以外の第三者に漏洩し又は第 2 条第 2 項の目的以外の目的に利用してはならない。ただし、事務局が別に定める場合を除く。

(その他必要な事項)

第 27 条 事務局は、補助対象事業の実施に当たって、補助対象事業者から提出され、又は知り得た営業秘密について、他用途転用の禁止等の営業秘密を管理する責務を負うことを定めるものとする。この場合において、当該業務に従事する職員及び事務局が業務契約等を締結する全ての者（第三者委員会の委員等を含む。）に対して守秘義務・情報漏洩に対する契約を締結することを定めるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、補助金の給付に関し必要な事項は、事務局が別にこれを定めるものとする。

附則

第 1 条 この規程は、令和 8 年 5 月 7 日から施行する。

(補助対象期間)

第 2 条 遊漁船の安全・安心確保推進事業の補助対象期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日までとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の給付の申請をするに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

別表 1

補助金給付の対象となる船舶は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和 63 年法律第 99 号）第 2 条第 2 項に規定する船舶とする。

別表 2

補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額

令和 7 年 4 月 1 日以降に購入した以下の設備について、購入費・導入費に補助率を乗じた額（上限有）を補助。

区分	内容	補助率	上限額
業務用無線設備	業務用無線設備（VHF 無線電話、MF 無線電話等）の購入。	小型船 20 トン未満	2/3 8 万円
		大型船 20 トン以上	1/2 6 万円
非常用位置等発信装置	非常用位置等発信装置（衛星非常用位置指示無線標識（EPIRB）及び船舶自動識別装置（AIS））の購入。ただし、EPIRB は AIS-SART 機能を有するものに限り、AIS には簡易型 AIS を含む。	小型船 20 トン未満	2/3 38 万円
		大型船 20 トン以上	1/2 28.5 万円
改良型救命いかだ等	改良型救命いかだ等（乗り移り時の落水危険性を軽減する措置が講じられた救命いかだ及び内部収容型救命浮器）の購入。ただし、改良型救命いかだ等には乗込装置を含む。	2/3	別表 3 の最大とう乗人員に応じて上限額に掲げる額

浸水警報装置・排水設備	別添 1 の要件を満たす浸水警報装置・排水設備の導入。	2/3	別表 4 に掲げる額
-------------	-----------------------------	-----	------------

※業務用無線設備、非常用位置等発信装置及び改良型救命いかだ等については、設備等の本体価格のみ対象とし、設置費用や改造費用その他の附随経費は対象としないものとする。

※浸水警報装置・排水設備については、設備等の本体価格、設置費用や改造費用を対象とする。また、設置費用や改造費用の金額は、設備等の本体価格の金額以下の範囲で対象とする。

※既に各設備等の一部を積み付けている場合に、追加で本体の一部を購入する場合（例：救命いかだを積み付けている場合に乗込装置のみを購入する場合）は対象とする。

※上記経費に係る消費税及び地方消費税は、補助対象経費として認めないものとする。ただし、消費税の納税義務が免除される事業者についてはこの限りでない。

別表 3

最大とう載人員(人)	上限額 (円)	最大とう載人員(人)	上限額 (円)
16 以下	733, 333	501～516	15, 000, 000
17～25	1, 000, 000	517～525	15, 266, 666
26～50	1, 426, 666	526～550	15, 693, 333
51～66	2, 160, 000	551～566	16, 426, 666
67～75	2, 426, 666	567～575	16, 693, 333
76～100	2, 853, 333	576～600	17, 120, 000
101～116	3, 586, 666	601～616	17, 853, 333
117～125	3, 853, 333	617～625	18, 120, 000
126～150	4, 280, 000	626～650	18, 546, 666
151～166	5, 013, 333	651～666	19, 280, 000
167～175	5, 280, 000	667～675	19, 546, 666
176～200	5, 706, 666	676～700	19, 973, 333
201～216	6, 440, 000	701～716	20, 706, 666
217～225	6, 706, 666	717～725	20, 973, 333
226～250	7, 133, 333	726～750	21, 400, 000
251～266	7, 866, 666	751～766	22, 133, 333
267～275	8, 133, 333	767～775	22, 400, 000
276～300	8, 560, 000	776～800	22, 826, 666
301～316	9, 293, 333	801～816	23, 560, 000
317～325	9, 560, 000	817～825	23, 826, 666
326～350	9, 986, 666	826～850	24, 253, 333
351～366	10, 720, 000	851～866	24, 986, 666
367～375	10, 986, 666	867～875	25, 253, 333
376～400	11, 413, 333	876～900	25, 680, 000
401～416	12, 146, 666	901～916	26, 413, 333
417～425	12, 413, 333	917～925	26, 680, 000
426～450	12, 840, 000	926～950	27, 106, 666
451～466	13, 573, 333	951～966	27, 840, 000
467～475	13, 840, 000	967～975	28, 106, 666
476～500	14, 266, 666	976～1000	28, 533, 333

最大とう載人員が 1000 人を超える場合は、50 人用 (2, 140, 000 円を想定)、25 人用 (1, 500, 000 円を想定)、16 人用 (1, 100, 000 円を想定) を最も想定導入金額が低くなるように組み合わせた場合の想定導入金額に 2 / 3 を乗じた額 (1 円未満切り捨て) を上限額とする。

別表 4

浸水警報装置（検知器）と排水設備（排水ポンプ）で、2つのうち購入する数が多い方の設備に対し、購入数に応じた上限額を設定。

- ・ 1個購入する場合は 25 万円
- ・ 2個購入する場合は 40 万円
- ・ 3個以上購入する場合は 55 万円

別添 1

1. 浸水警報装置

以下の要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置であること。

- (1) 上甲板下の区画に浸水が生じた場合に、警報盤に信号を伝達できる検知器である。
- (2) 検知器からの信号が伝達された場合に、船橋（操舵室）において可視可聴の警報を発する警報盤である。
- (3) 2以上の区画の浸水を検知する警報盤にあつては、検知した区画をそれぞれ視覚により明確に識別できる。
- (4) 船舶の航行中においても明確に警報音を聞き取ることができる可聴警報を発する警報盤である。

2. 排水設備

- (1) 及び(2)の要件に適合する排水ポンプ及び吸排水管より構成される排水設備又は(1)の要件に適合する可搬式の排水ポンプであること。

- (1) 当該船舶の船体長さ（小型船舶安全規則第2条第1項第2号の船体長さをいう。以下同じ。）に応じて、それぞれ以下の容量を有する。
 - ・ 船体長さが6m以下の船舶：10L/min以上
 - ・ 船体長さが6mを超え12m未満の船舶：20L/min以上
 - ・ 船体長さが12m以上の船舶：30L/min以上
- (2) 損傷浸水のおそれがある区画に浸水した水を確実に船外に排出できるよう、排水設備の吸排水管を配置している。

様式第1

申請日 年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 ID
住 所
名 称

遊漁船の安全・安心確保推進事業
給付申請書

遊漁船の安全・安心確保推進事業給付規程（以下「給付規程」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

なお、公益財団法人日本財団が発行する事業実施ガイドブックに従うことを承知の上、申請します。

記

1. 補助対象事業の目的及び内容
2. 補助対象事業の開始及び完了予定日
3. 補助金給付申請額
 - (1) 補助対象費目
 - (2) 補助対象事業に要する経費 円
 - (3) 補助対象経費 円
 - (4) 補助率
 - (5) 補助金給付申請額 円
4. 補助対象事業に要する経費、補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の給付申請額は、次のとおり。

(単位：円)

船舶名	購入・導入し ようとする設 備の名称	補助対象事業に 要する経費	補助対象経費の 額	補助金給付申請 額

(注) 申請書には、以下の書類を添付すること。

1. 法人の場合、履歴事項全部証明書又は代替書類として事務局が定めるものの控え
2. 個人の場合、本人確認書類として事務局が定めるものの控え
3. 船舶検査証書の控え
4. 遊漁船業者登録票（遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（平成元年農林水産省令第37号）第18条第2号に定める別記様式第8号）の写し
5. 見積書（浸水警報装置・排水設備の導入に係る設置費用や改造費用を申請する場合に限る）
6. その他事務局が指示する書面等

様式第2

給付決定日 年 月 日

給付決定番号

申請者 ID

名 称 殿

TOPPAN 株式会社

代表取締役社長

遊漁船の安全・安心確保推進事業

給付決定通知書

年 月 日付け第 号 (申請番号) をもって申請のありました遊漁船の安全・安心確保推進事業については、遊漁船の安全・安心確保推進事業給付規程 (以下「給付規程」という。) 第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり給付することに決定したので通知します。

記

1. 補助金の給付の対象となる事業の内容は、年 月 日付け第 号 (申請番号) をもって申請のあった遊漁船の安全・安心確保推進事業給付申請書 (以下「給付申請書」という。) 記載のとおりとする。

2. 補助対象費目、補助対象事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象費目

補助対象事業に要する経費 円

補助対象経費 円

補助金の額 円

ただし、補助対象事業の内容が変更承認された場合における補助対象事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

なお、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額が、本通知書記載の補助金の額を下回る場合は、給付規程第16条に基づき、その金額を給付するものとする。

3. 補助対象事業に要する経費、補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補

助金の額は、次のとおりとする。

(単位：円)

船舶名	購入・導入し ようとする設 備の名称	補助対象事業に 要する経費	補助対象経費の 額	補助金の額

4. 補助対象事業者は、以下に掲げる条件に従って補助対象事業等を実施しなければならない。

- (1) 補助対象事業者は、法令、給付規程、補助金の給付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を行うこと。
- (2) 補助対象事業者は、給付規程第8条の規定に基づき、申請の取下げをしようとするときは、あらかじめ事務局に事前に報告すること。
- (3) 補助対象事業者は、補助対象事業を遂行するため、売買、契約をする場合は、給付規程第10条の規定に従うこと。
- (4) 補助対象事業者は、給付規程第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ事務局の承認を受けること。
- (5) 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、給付規程第13条の規定に基づき、速やかに事務局に報告し、その指示を受けること。
- (6) 補助対象事業者は、事務局が補助対象事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助対象事業の実績が補助金の給付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、事務局の指示に従うこと。
- (7) 補助対象事業者は、事務局が給付規程第19条第1項の規定による補助金の給付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うこと。
- (8) 補助対象事業者は、事務局が給付規程第19条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、事務局が指定する期日までに返還するとともに、給付規程第19条第6項の規定に基づく加算金を併せて納付すること。当該期日までに返還しなかったときは、給付規程第19条第8項の規定に基づく延滞金を納付すること。

- (9) 補助対象事業者は、事務局が補助対象事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応じること。
 - (10) 補助対象事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を事業完了日から5年の間に譲渡、交換、貸付け、担保に提供、改造、若しくは廃棄、又は物件の使用目的の変更をしてはならない。
 - (11) 補助対象事業者は、給付規程第20条第5項の規定による取得財産等の処分により収入が生じたときは、事務局の請求に応じ、その収入の全部又は一部（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を納付すること。
 - (12) 補助対象事業者は、補助対象事業終了後、事務局の指示に従い、補助対象事業の効果等を報告すること。
 - (13) 別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の給付対象とはせず、補助対象事業者が誓約事項に違反した場合は、給付決定の全部又は一部を取り消すものとする。
5. 補助対象事業者は、給付規程、公益財団法人日本財団が発行する事業実施ガイドブック及び前項の条件の定めるところに従わなければならない。なお、これらの規定に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意すること。
- (1) 給付規程第19条第1項の規定による給付決定の取消し。
 - (2) 相当の期間補助金等の全部又は一部の給付決定を行わないこと。
 - (3) 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。
6. その他補助金の給付に関し、事務局が別に定める補助金の給付に関する必要な事項を遵守すること。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の給付の申請をするに当たって、また、補助対象事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

様式第3

年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 ID
住 所
名 称

遊漁船の安全・安心確保推進事業
給付申請取下げ届出書

年 月 日付け第 号（給付決定番号）をもって給付決定があった上記補助金について、遊漁船の安全・安心確保推進事業給付規程第8条の規定に基づき、給付申請の取下げを届出ます。

記

1. 給付の申請の取下げ理由

2. 取り下げられた給付の申請に係る補助対象経費及び補助金の額

- | | |
|------------|---|
| (1) 補助対象経費 | 円 |
| (2) 補助金の額 | 円 |

様式第 4

年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 ID
住 所
名 称

遊漁船の安全・安心確保推進事業
補助対象事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号 (給付決定番号) をもって給付決定があった上記補助金について、遊漁船の安全・安心確保推進事業給付規程第 11 条第 1 項の規定に基づき、計画変更について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助対象事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助対象事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額
5. 同上の算出基礎

(注) 中止又は廃止にあっては、中止又は廃止後の措置を含めて、この様式に準じて申請すること。

様式第 5

年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 ID
住 所
名 称

遊漁船の安全・安心確保推進事業
補助対象事業事故報告書

年 月 日付け第 号 (給付決定番号) をもって給付決定があった上記補助金について、遊漁船の安全・安心確保推進事業給付規程第 13 条の規定に基づき、補助対象事業の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容

2. 事故に係る金額

金 円

3. 事故に対して採った措置

4. 補助対象事業の遂行及び完了の予定

様式第 6

年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 ID
住 所
名 称

遊漁船の安全・安心確保推進事業
補助対象事業実施状況報告書

年 月 日付け第 号 (給付決定番号) をもって給付決定があった上記補助金について、遊漁船の安全・安心確保推進事業給付規程第 14 条の規定に基づき、補助対象事業の実施の状況について下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象事業の実施状況の概要
2. 補助対象事業に要する経費の使用状況 (別紙)

(別紙)

補助対象事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

補助対象事業に要する 経費の区分	補助対象事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合計			

様式第7

年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 ID
住 所
名 称

遊漁船の安全・安心確保推進事業
補助対象事業実績報告書

年 月 日付け第 号（給付決定番号）をもって給付決定があった上記補助金について、遊漁船の安全・安心確保推進事業給付規程第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助対象事業
 - ・ 補助対象事業の内容
2. 補助金の給付決定額及び給付決定年月日
 - (1) 給付決定額
 - (2) 給付決定年月日
3. 補助対象事業の実績額
 - (1) 支出実績額

(注) この報告書には、当該年度に財産を取得している場合は、様式第11による取得財産等管理台帳を添付すること。

様式第 8

年 月 日

申請者 ID

名 称 殿

TOPPAN 株式会社

代表取締役社長

遊漁船の安全・安心確保推進事業
額の確定について

年 月 日付け第 号（給付決定番号）をもって給付決定した上記補助金について、遊漁船の安全・安心確保推進事業給付規程第 16 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 申請者名

2. 補助金の額

遊漁船の安全・安心確保推進事業に反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の給付決定の取消・返還命令（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。また、給付規程に反していることが明らかな場合、給付決定取消や給付済み補助金の全額返還（加算金付き）等の処分を受ける可能性があります。

以上

様式第 9

年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 ID
住 所
名 称

遊漁船の安全・安心確保推進事業
精算払請求書

年 月 日付け第 号 (給付決定番号) をもって給付決定があった上記
補助金について、遊漁船の安全・安心確保推進事業給付規程第 17 条第 2 項の規定に基づき、
下記のとおり請求します。

記

1. 精算払請求金額 (算用数字を使用すること。) 金 円
2. 振込先
銀行名 :
支店名 :
預金の種別 :
口座番号 :
口座名義 :

様式第 10

年 月 日

TOPPAN 株式会社
代表取締役社長 殿

申請者 ID
住 所
名 称

遊漁船の安全・安心確保推進事業
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け第 号 (給付決定番号) をもって給付決定があった上記
補助金について、遊漁船の安全・安心確保推進事業給付規程第 18 条第 1 項の規定に基づき、
下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額 (給付規程第 16 条による額の確定額)
円
2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕
入控除税額
円
4. 補助金返還相当額 (3. - 2.)
円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第 11

取得財産等管理台帳

財産名	規格 (型番)	数量	単価	金額	取得 年月日	処分制 限期間	保管 場所	備考
			円	円				

(注)

1. 対象となる取得財産等は、補助対象事業により購入した財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア) 業務用無線設備、(イ) 非常用位置等発信装置、(ウ) 改良型救命いかだ等、(エ) 浸水警報装置・排水設備とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。
5. 事業完了日から5年の間に譲渡、交換、貸付け、担保に提供、改造、若しくは廃棄、又は物件の使用目的の変更をしてはならないこと。